

廣田 弘毅

廣田は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第五十四及び第五十五で起訴されている。

廣田は、一九三三年から、一九三六年三月に總理大臣になるまで、外務大臣であつた。一九三七年二月に、かれの内閣が倒れてから四カ月の間、公職に就いていなかった。一九三八年五月まで、第一次近衛内閣において、再び外務大臣であつた。それ以後は、かれと公務との關係は、ときどき重臣會議に出席し、總理大臣の任命とその他同會議に提出された重要な問題について勸告することに限られていた。一九三三年から一九三八年まで、廣田がこれらの高い職務に就いていたときに、滿洲で日本が獲得したものは、その基礎を固められ、日本のために利用されつつあつた。また、華北の政治經濟生活は、中國の政治經濟生活を日本が支配する準備として、華北を中國の他の地域から分離するため、指導し、採アシアと南方地域における進出の國策を立案し、採用した。廣範な影響のあるこの政策は、ついには一九四一年の日本と西洋諸國との間の戦争をもたらすことになつた。やはり一九三六年に、ソビエト連邦に関する日本の侵略的政策が繰返され、促進されて、その結果が防共協定となつた。

中國における戦争が再び始められた一九三七年七月七日から、廣田の在任期間を通じて、中國におけ